

遠野市長の交際費の公表に関する要領

平成20年 8 月29日 政策企画室長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、公正かつ公平で、開かれた市政推進を図るため、遠野市長の交際費の支出に関する情報の公表(以下「交際費の公表」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表項目)

第2条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出月日
- (2) 種別
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項第3号の支出内容に、遠野市情報公開条例(平成17年遠野市条例第20号)第7条の規定により公開することができないものが含まれている場合には、当該情報を公表しないものとする。

(公表の方法)

第3条 交際費の公表は、当月分を翌月末までに遠野市ホームページに掲載して行う。

(その他)

第4条 この要領によるもののほか、交際費の公表に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行し、平成20年4月1日以降の交際費の支出について適用する。